



住宅用火災警報器設置支援始めました！！

阿久根消防署では、令和7年12月から
住宅用火災警報器設置（取付け及び取替
え）支援を始めました！！

設置義務です
住宅用火災警報器



住宅用火災警報器とは？

火災により発生する煙や熱を早期に感知し、警報音や音声で火災を知らせ、逃げ遅れによる死者を減少させることに非常に有効な機器であり、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務付けられています。

【支援対象者世帯】

- 阿久根市内に居住する方で、設置場所が阿久根市にある世帯
- 65歳以上または障がいのある方で構成された世帯で、自身で設置が難しく、家族や近隣の方にお願いすることができない世帯

【申請、受付】

(1) 申請、受付は、阿久根消防署へ来署していただくか、電話連絡をお願いします。

※申請、受付については、土日祝日でも受付けます。

(2) 設置希望日の5日前までに申請、受付をお願いします。

(3) 設置日時は、平日9時から16時までとします。

(4) 共同住宅等については、住宅所有者の承諾をお願いします。

※代理申請は可とします。

※注意※

●住宅用火災警報器は、各自で購入・準備をお願いします。

●消防署では、住宅用火災警報器の販売等は行っておりません。詐欺等にご注意ください。

住宅用火災警報器の点検・交換

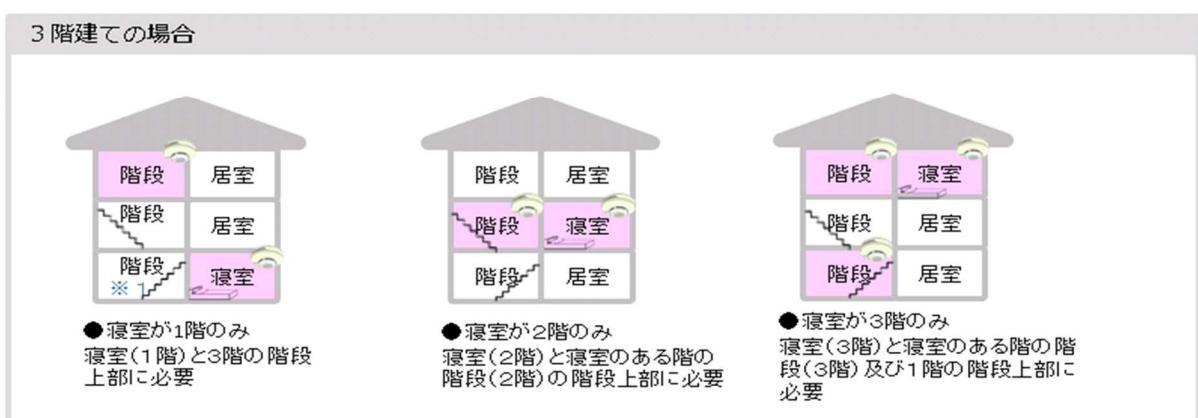
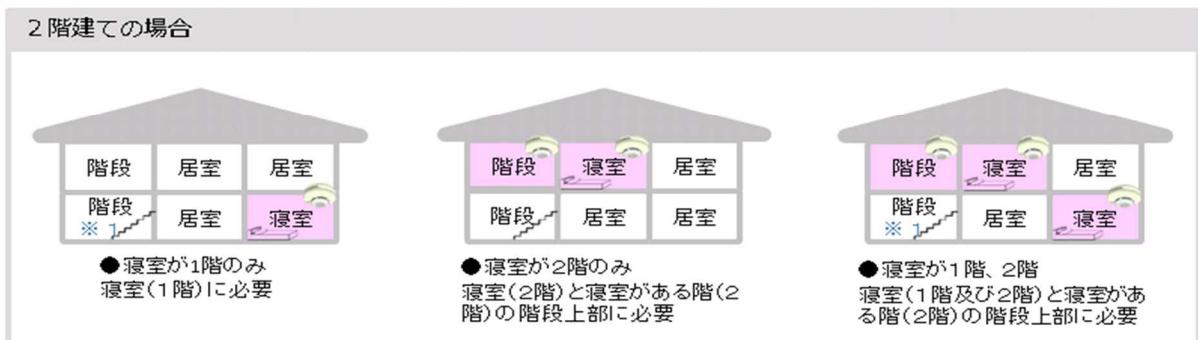
住宅用火災警報器は火災を感知するため常に作動しています。その寿命は10年とされています。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するように、定期的に作動確認を行い、設置後10年を目安に交換しましょう。



10年経ったら交換しましょう



○住宅用火災警報器設置場所は・・・？



住宅用火災警報器は、基本的に寝室と寝室がある階の階段上部（1階の階段は除く。）に設置することが必要です。



何かご不明な点がございましたら、阿久根消防署までご連絡ください。



阿久根地区消防組合消防本部
住所 阿久根市鶴見町 200 番地
電話 警防課予防係 72-0119



住宅用火災警報器取付け及び取替え支援実施要領

第1 趣旨

この要領は、火災から高齢者等の生命、身体及び財産を守るために、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な高齢者等の世帯に対する住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の設置支援について、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援対象世帯

支援の対象は、次に掲げる世帯とする。

- 1 阿久根市内に居住する者で、設置場所が阿久根市にある世帯
- 2 65歳以上または障がいのある者で構成された世帯で、自分で取付け等が難しく、家族や近隣の方にお願いすることができない世帯

第3 支援内容

支援内容は、支援対象世帯に対して、消防職員（以下「職員」という。）が警報器の設置を行うものとする。ただし、電気工事を伴うものは除く。

第4 申請、受付

- 1 支援を受けようとする者（以下、「支援対象者」という。）は、阿久根消防署へ来署または電話連絡等により申請、受付を行わなければならない。ただし、支援対象者の都合等により申請、受付ができない場合においては、代理申請ができるものとする。
- 2 申請、受付については、土日祝日も行うこととし、設置については、平日に限定したものとする。
- 3 申請、受付については、設置希望日の5日前までに行わなければならない。
- 4 支援対象者は、支援対象世帯以外の者が所有する住宅等（共同住宅等）に居住している場合は、住宅所有者の承諾を得なければならない。

第5 支援条件

- 1 警報器（消防法第21条の9第1項の規定に基づく型式適合検定に合格したものである旨の表示があるもの。）、及び警報器の取付け等に必要な物を事前に用意すること。
- 2 設置作業中は、申請書に署名してある人が立会うこと。

※上記のものは、「住宅用火災警報器取付け及び取替え支援実施要領」を一部抜粋したものである。